

令和3年第3回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和3年3月23日（火） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	豊増	文夫	2番	坂元	兼一
3番	山内	美千代	4番	前野	浩司
5番	田畑	和成	6番	赤崎	敬一郎
7番	小西	義彦	8番	南原	奈美子
9番	吉留	義晃	10番	池山	準一

出席推進委員（23名）

	12番	甫立	浩二	13番	野間	菊昭			
14番	山崎	博文	15番	久保	菌	貴政			
17番	内村	正二	18番	三腰	修一	19番	竹井	好博	
20番	長野	壯二	21番	濱田	誠	22番	徳留	伸一	
23番	東條	好廣	24番	満園	和徳	25番	栗野	一三	
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	守	28番	大迫	勝哉	
29番	竹之内	重則				31番	下境	田	公治
32番	楠元	伸一	33番	肝付	兼久	34番	坂元	智一	
35番	小坂	和良							

職員（5名）

事務局長	寺脇	伸治
局長補佐兼農地係長	松山	明浩
農地係主幹	山下	順子
農地係主査	下大迫	誠
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員（名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (11件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条申請について (1件)
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について (1件)
- (4) 議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について
- (5) 議案第5号 令和3年度農作業標準賃金及び水準小作料について
- (6) その他

6 その他

事務局長 ただ今から令和3年第3回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名の出席で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。また、推進委員25名中23名の出席をいただ
いています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
1番 豊増 文夫委員、2番 坂元 兼一委員をお願いいたします。

 次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 「会務報告の朗読及び説明」

議長 ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

 (なしの声あり)

議長 意見が無いようですので、会務報告を終わります。
次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしま
す。
なお、本日、出席されています農業委員会事務局職員に関わる案件が1
件ありますので、先にその案件より審議をいたします。2ページ、3-9
番を審議いたします。
 の退室をお願いします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
()

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
3-9番をお願いします。

32番委員 3-9番について説明いたします。
 さんは、 さんの父親で親子間の贈与ということで今回
申請になりました。現在、 さんが管理されていまして、進入路、境界、
用排水も問題ありませんでしたので、よろしくをお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

 (なしの声あり)

畑は、■■■さんと■■■さんは隣近所同士で、畑の方は■■■さんが何十年来、飼料を耕作されています。■■■さんも高齢で農業をしないということで■■■さんに購入してもらえないかとのことで話がまとまったようであります。現在も飼料を植えてあります。進入路、境界等も何ら問題ありませんでした。よろしくをお願いします。

議長

3-5番, 3-6番お願いします。

21番委員

3-5番について説明いたします。

■■■さんと■■■さんは親子関係で、■■■さんはだいぶ高齢で現在農業をされていません。息子さんが薩摩川内市からかけてきて田んぼ畑を管理されている状態です。親子間の贈与ということで問題ありませんでした。

次に3-6ですが、過去に■■■さんと■■■さんの土地を対等交換された時にまだ名義を変えてなかったということで、今回、■■■さんから■■■さんへの贈与ということで申請があったものです。

境界等もはっきりしており、問題ありませんでした。よろしくをお願いします。

議長

3-7番お願いします。

28番委員

3-7番について説明いたします。

申請の圃場については、渡人の■■■さんのほうから受人の■■■さんのほうに申し出があり、ずっと話し合いをされてきており、今回成立し申請に至りました。ここの圃場が5筆3名の同じ段差の圃場であり、南側の方から、受人の■■■さんが2筆、真ん中に■■■さんが2筆北側の一番端に別の方が1筆となっています。現在の耕作状況ですが、■■■さんは自分のところを耕作されていて、真ん中と北側の圃場は、畔を壊して現在柵野の方が水稻を耕作されています。柵野の方は、今年も耕作する予定で田起しをし準備をやってこられており、稲刈り後の畔を立てて来年から■■■さんに返すということになっているようです。畔の方は境界杭が残っており、その地権者の方同士で納得されていました。もう1筆の畑ですが、にが竹山でした。■■■さんは牛を飼っておられるのですが、とても復元してということは考えていらっしゃらないようで隣接の山も一緒に購入されるということで納得されているとのことでした。境界とかは、荒れ放題でしたので専門方をお願いして別の隣接者の方ともちゃんと話をすることでした。

議長

3-8番お願いします。

29番委員

3-8番について説明いたします。

■■■さんと■■■さんは兄弟です。現在■■■さんの名義になっているのですが■■■さんは耕作今での■■■さんが耕作されていて、弟さんが兄に返すという話になったそうです。

進入路等、問題なく現在も耕作されており問題はないということです。よろしくをお願いします。

議長

3-10番お願いします。

代) 事務局
()

3-10番について説明いたします。
渡人の さんは神奈川県にお住まいで農業がいまできていない状況です。受人の さんはこの申請地の隣接地に住宅を構えていらして将来菜園として手入れをしていきたいとして今回申請をされたのもです。対価が165㎡で 万と非常に高い値段なのですが、譲ってもらうと協議をなされたそうなのですが、 さんからは隣接地の住宅開発が進んでおり、宅地並みの価格でないと売れないということで話があり、 さんとしても将来的なことも考えながらその値段で了承されたということだそうです。今回の申請に関しては、 さんも農業経営としては、下限面積もクリアされておりまして、管理機も導入予定ということで今回申請をされたものです。以上 委員からの報告でした。

議長

3-11番お願いします。

13番委員

3-11番について説明いたします。
渡人の さんは会社勤めで鹿児島市内に居住されています。定年とともに母親の面倒を見るということでかえって来て農業をされていましたが、体調を崩されまして農業もできないという状態の中で、受人の さんの方にここ2、3年作ってもらっていました。この3筆の中の雲葉422番は別の人が耕作をされていて、耕作者には確認をしました。そのような話があったということで戻したよということでありました。この3筆とも圃場整備地区でありまして、進入路、境界等、しっかりしています。よろしくをお願いします。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

6番委員

話は変わるかもしれませんが、農業委員会としては贈与とか規模拡大で購入された分は名義を即変更されると思うのですが、農業委員会で許可になっても手続きをされているのかどうか、例えば1年以内にしなさいなどの規定がなければそのまま置かれるとなった場合、農業委員会としてはどのように対処されていますか。法務局等に確認しなくてもよいものなのかお尋ねしたい。

事務局
()

今のところ確認はしていません。3条の場合は。
4条5条の場合は、工事が終わりましたという報告をいただいています。現況が変わりましたという報告はいただいています。
確かに、過去のいろいろな事例を見ますと現地は変わっているけれども、地目は畑のままというところもいくつか見受けられるようです。皆さんが非農地調査などをされる中で戸惑われることもあるかと思います。農業委員会に書類を出されるということは、変更されるものと見込んでいます。なかなか後の確認まではしていないところでもあります。
ご意見については、今後事務局内で検討していきたいと思えます。

議長

それでよろしいでしょうか。

6番委員

県下の状況等も聞いて見られたらと思います。

議長

ただいまの意見等につきましては、買う人、売る人の中で、登記については、十分に話し合いがなされると思います。当然、税金とかあるわけですから、売った側は、登記してくださいよとか、買う方は、登記は私の方でしますとか話し合いがなされているものと思います。

議長

しかし、農業委員会としては、検証していないということです。他にございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の3-1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の、3-1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番は、許可することに決定いたします。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番を議題といたします。

なお、本日、出席されています推進委員に関わる案件でありますので、

■■■■推進委員の退室をお願いします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

(■■■■)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

3-1番をお願いします。

15番委員

3-1番について説明いたします。

境界等は、はっきりしており、問題はないとのことでした。少し気になる点は、クヌギ伸びたときに枝が宅地の方に入り込むのではないかという意見がありましたが、しっかり管理を行うとのことと隣接者の同意がとれています。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

(■■■■)

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3-1番については、許可することに決定いたしました。
[] 推進委員の入室をお願いします。

議長

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の「所有権移転の設定について」を議題といたします。

7ページ、3-1番を審議いたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農用地利用集積計画について」朗読説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長

よろしいですか。それでは、採決をいたします。
議案第3号「農用地利用集積計画についての所有権移転の設定3-1番について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画についての所有権移転の設定3-1番について」は、妥当とすることに決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「下限面積の設定について」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局長

議案第4号「下限面積の設定について」朗読説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

1番委員

確認ですけど、この3反歩の下限面積というのは、貸し借りあるいは、所有権移転の時の下限面積と思いますが、今贈与とかあるかと思いますが、3反歩以下の面積をおはんにくるっていった場合は、その下限面積に違反することにならないのでしょうか。やはりこの話は成り立たないということになりますよね。その確認です。

事務局
()

今言われたのは、3反歩未満の農地を相手に渡すときのことでしょうか。これは農地を受ける側の問題です。農地を受ける側が、3反歩以上の経営面積がないとできません。3反歩以上持っていらっしやれば受けられるのですが、たとえば、私はまだ1反歩しかありません。1反歩しかない人が1反歩を受けることは、1反歩受けたとしても2反歩なので、3反歩に達しないですから、2反歩以上面積を借りたり、所有したりしないと下限面積をクリアできないということになります。

議長 ほかございませんか

(なしの声あり)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号「下限面積の設定について」は、原案のとおり変更は行わないことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号「下限面積の設定について」は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第5号「令和3年度農作業標準賃金及び水準小作料について」を議題といたします。

なお、平成21年の農地法の改正により「標準小作料制度」は廃止され、地域における農地の賃借料の目安として、本町では、水準小作料を設定しています。

ただし、賃借料を決める場合は、地域の実情を考慮して、貸し手、借り手で十分に話し合い、賃借料を決定していただきます。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局長 議案第5号「令和3年度農作業標準賃金及び水準小作料について」案 説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、議案第5号「令和3年度農作業標準賃金及び水準小作料について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、議案第5号「令和3年度農作業標準賃金及び水準小作料について」は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第6号「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

議長

事務局は何かありますか。

事務局

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。
次に、6のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？

事務局長

(事務局より連絡事項あり)

- ・「農地集積に関する確認書」の協力依頼
- ・最適化交付金の積算及び振込について
- ・総会日程について(令和3年5月変更)
- ・農業者年金実績について

議長

ただ今の、事務局からの説明についてご意見・ご質問はございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和3年第3回総会の全てを終了いたします。
ご協力、ありがとうございました。

それでは、以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼
お疲れ様でした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員